

京都市撤去自転車リサイクル要領

制定	平成13年	2月13日
改正	平成23年	9月1日
改正	平成24年	4月1日
改正	平成25年	9月1日
改正	平成26年	3月1日
改正	平成27年	10月1日
改正	平成30年	4月1日
改正	令和2年	10月1日
改正	令和3年	4月1日
改正	令和3年	7月1日

1 目的

この要領は、資源の有効活用を図るため、撤去自転車のリサイクル事業を実施する上で必要な事項を定める。

2 リサイクル自転車取扱店の登録

(1) 京都市自転車等放置防止条例第7条に規定する売却処分の対象となる自転車（以下「リサイクル自転車」という。）を買受けようとする者は、リサイクル自転車取扱店の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

(2) 登録を受けることができる者は、次に掲げる全ての項目に該当する個人、または該当するものを有する法人とする。

ア 古物営業法第3条の「古物営業の許可」を受けている者

イ 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備士若しくは、一般財団法人日本車両検査協会が定める自転車技士（旧自転車組立整備士）の資格を保有する者

ウ 京都府自転車防犯登録推進協議会に加入している者

エ 京都市一般競争入札有資格者名簿に登録されている者で、現在、その資格について停止措置を受けていない者

オ 京都市放置自転車等保管所運營業務及び京都市放置自転車等撤去業務の受託者（法人格だけでなく、法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが事実上経営に関与しているものも含む）や個人も含む）でない者

(3) 登録を受けようとする者は、次に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。

ア リサイクル自転車取扱店登録申請書（様式1）

イ 使用印鑑届（様式2）

ウ 古物商許可証の写し

エ 自転車安全整備士、自転車技士（旧自転車組立整備士）のうち、いずれかの資格を

保有していることを証明するものの写し

オ 京都府自転車防犯登録所の写し

カ 申請者の写真（正面向き、上半身、無帽、4 cm×3 cm）

- (4) 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、登録の可否を決定する。
- (5) 市長は、前項の規定に基づき登録を適当と認めたときは、リサイクル自転車取扱店名簿（様式3）に登載し、当該申請者にリサイクル自転車取扱店登録証（様式4）を交付する。
- (6) 保管所に入場する際は、市長が交付する「リサイクル自転車取扱店登録証」を携帯し、職員に提示するとともに、立入簿に氏名を記入しなければならない。
- (7) 申請者のほか、役員及び使用人のリサイクル自転車取扱店登録証が追加が必要な者は、リサイクル自転車取扱店登録証発行申請書を市長に提出するものとする。
- (8) 同一の者が複数の保管所で登録することはできない。
- (9) 登録の有効期間は、4年を超えない範囲内において市長が定める。

3 売却の方法

- (1) 市長は、京都市自転車等放置防止条例施行規則第5条第1項の期間を経過しても、なお返還することができないリサイクル自転車について、売却するものとする。
- (2) リサイクル自転車の買受けを希望する者は、当該自転車について自転車買受申込書（様式5）を提出しなければならない。
- (3) 自転車買受申込書に記載する見積金額は、1,000円を下回らないものとする。
- (4) 自転車買受申込書が、同一の自転車について複数の者から提出されたときは、より高い見積金額を記載した申込書を提出した者に当該自転車を売却する。なお、同一の自転車に対して最も高い見積金額が複数提出されていた場合は、当該金額を提出した者のみで、再度自転車買受申込書の提出を行う。
- (5) 市長は、前項の規定に基づき売却するものとした場合、当該申込者に対し、リサイクル自転車売却契約書（様式6）により、当該申込者と契約を締結するものとする。
- (6) 買受けが決まった者は、市長が指定する日から1週間以内に、規定する売却代金の納入を行い、当該自転車の引取りを行うとともに、市長に対し、リサイクル自転車引取受領書（様式7）を提出しなければならない。

4 リサイクル自転車の整備、販売

リサイクル自転車取扱店の登録を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) リサイクル自転車を整備、販売等する場合は、京都市自転車安心安全条例第5条及び第10条の規定に基づき、自転車の安全な利用の促進及び自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の確認及び情報の提供に努めなければならない。

- (2) リサイクル自転車を販売する場合には、京都市リサイクル自転車票（様式8）を自転車の車体に貼付けること。
- (3) リサイクル自転車を他者に譲渡する場合は、防犯登録番号及び車体番号を再度確認し、車体番号のみが判明している場合も含め、既存の防犯登録の抹消手続きを行い、完了を確認した後に譲渡を行うこと。また、旧防犯登録番号標が貼付けられているときは、旧防犯登録標を除去すること。なお、個人に譲渡する際には、新たに防犯登録手続きを行うこと。
- (4) 前項の手續の不備によって生じた損害等は、リサイクル自転車を買受けた者がその責任を負うこと。

5 リサイクル自転車取扱店の登録を受けた者の責務

リサイクル自転車取扱店の登録を受けた者は、本市が進める自転車政策の趣旨・目的を理解し、撤去自転車リサイクル事業の円滑な実施に協力しなければならない。

6 登録の変更・更新・辞退

- (1) 登録の有効期間中に、登録事項等に変更があった場合は、速やかに変更申請を市長に提出するものとする。
- (2) 登録の有効期間満了後も、引き続き登録を希望する者は、登録の有効期間満了日の2箇月前から1箇月前までの間に、更新申請を市長に提出するものとする。
- (3) 2-(2)及び2-(3)の規定は、登録の変更、更新について準用する。
- (4) 登録を辞退しようとするときは、京都市リサイクル自転車取扱店登録辞退届（様式9）にリサイクル自転車取扱店登録証を添えて市長に提出すること。

7 登録の停止

市長は、登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、撤去自転車リサイクル事業の登録者としての妥当性に疑義が認められるとして、その登録を停止することができる。ただし、停止理由が解消したことを確認した場合には、直ちに登録を再開しなければならない。

- (1) 本市による改善要請にかかわらず、撤去自転車リサイクル事業の円滑な実施に協力しないとき。
- (2) 本市による改善要請にかかわらず、京都市自転車等放置防止条例の定め反する状態の改善を図らず、又はこれに反する行為を続けるとき。
- (3) 事前に本市に通告することなく、保管所に来所しなかった期間が3箇月を超えるとき。

8 登録の抹消

市長は、登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことが

できる。

- (1) この要領の規定に反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 登録者から取消しの申し出があったとき。
- (4) 登録に必要な要件を欠いたとき。
- (5) 事前に本市に通告することなく、保管所に来所しなかった期間が6箇月を超えるとき。
- (6) 登録の停止期間が3箇月を超えるとき。
- (7) その他、登録者として不相当と判断したとき。

附 則

この要領は、平成13年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。ただし、この要領中2-(2)-エの規定は令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(様式1)

京都市リサイクル自転車取扱店登録申請書

(あて先) 京都市長	登録番号			
	新規	更新	変更	年 月 日
住所 〒				
(フリガナ)				
氏名				
(TEL)				
店舗 (所在地) 〒				
(名称)				
(TEL)				
(FAX)				
京都市建設局自転車リサイクル要領2-(3)の規定に基づき、京都市リサイクル自転車取扱店への登録を申請します。				
自転車安全整備士	住所			
	氏名			
	整備士番号		取得	年 月 日
自転車安全整備店登録番号				
古物商の許可番号				
自転車防犯登録所コート、番号				
自転車安全整備士、古物商及び防犯登録所で登録所であることを証する書類の写し		添付書類のとおり		

注1

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを囲み、更新・変更の場合には、従前の登録番号を記載すること。

- 2 申請者が法人の場合、「住所」欄に所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者名を記載すること。

申請に当たっては、下記の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 京都市撤去自転車リサイクル要領を遵守すること。
- 2 申請に必要な資格の要件を満たしていること。
- 3 登録期間中に資格の要件を満たさなくなった場合は、速やかに京都市に報告すること。
- 4 この申請書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ないこと。

(様式2)

登録番号

令和 年 月 日

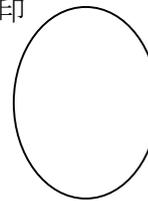
使用印鑑届

(あて先) 京都市長

(届出者)

住 所 〒
電 話
店 舗 名
代表者名

実印



下記印鑑を次の事項に関して使用する印鑑として届け出ます。

- 1 撤去自転車の買受に関する件
- 2 撤去自転車の買受申込書の提出に関する件
- 3 撤去自転車の売却契約に関する件
- 4 撤去自転車の引取りに関する件
- 5 その他撤去自転車リサイクル制度に関する一切の件

使用 印 鑑	使用印鑑と会社 印との組み合わ せで使用する場 合には、右欄に 会社印を押して ください。
--------------	--

*使用印鑑は、個人が特定できるもの（個人の場合は姓等、法人の場合は職名等又は姓等）が刻印されたものを使用してください。

*実印を使用印鑑とする場合でも使用印鑑欄に実印を押印してください。